御嵩町地域クラブ〇〇〇クラブ　活動規約

**１．【目　的】**

　　当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

**２．【名　称】**

　　当クラブは、「御嵩町地域クラブ　○○クラブ」と称する。

**３．【クラブ員】**

　　当クラブは、みたけスポーツ・文化俱楽部に登録している部員の中で、□□□競技を希望する、町内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

　（2）当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

（3）クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の退会届を提出する。

**４．【役　員】**

　　当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

　　　・代表者（1名）・・・・・・・クラブを代表する責任者（指導者、連絡責任者、会計が兼務することができる。）

　　　・指導者（監督・コーチ）・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う

　　　・連絡責任者・・・・・・・・活動場所や大会などの連絡調整

　　　・会計・・・・・・・・・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う

　　　・拠点校顧問・・・・活動の中心となる学校施設の校長の命を受けた教員が顧問となり、中体連をはじめとした、学校主催の大会に係る連絡や手続きを行う。また、クラブ内で生徒指導上の問題が発生した際に、クラブ関係者や他の中学校の生徒指導等と連携して問題解決にあたる。

　　役員の任期は、1年とし再任は妨げない。

**5．【総　会】**

　　総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年○月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

　　　・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン等の選任、承認

　　　・活動報告及び会計報告

　　　・活動計画及び予算案

　　　・その他審議事項

**6．【活動場所】**

　　当クラブの活動拠点は「○○中学校　体育館（グラウンド・〇〇室）」とする。

**7．【活動日時】**

　　当クラブの活動は　土曜日及び日曜日の8時30分から11時30分までの3時間とする。

　　（2）平日の活動は、〇曜日　19時00分から21時00分までの中の2時間とする。

　　（3）警報発令時や学校の期末テスト期間などの活動は原則行わない。

**8．【会　費】**

　　当クラブの会費は、みたけスポーツ・文化俱楽部（年会費2,000円）と別途ひとり月〇〇円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。←各クラブにより設定

　　（2）大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

**９．【傷害保険】**

　　 当クラブの活動に携わる全員に「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、みたけスポーツ・文化俱楽部会費に含まれている。

**10.【研　修】**

　　　クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は町、県スポーツ協会やスポーツ少年団（みたけスポーツ・文化俱楽部）が主催する指導者研修や自分たちで考えた研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止に対する知識・理解を高める。

**11.【その他】**

　　　本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附　則】本規約は、令和７年４月１日より施行する。